

# 第3次新潟県食育推進計画

にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心

令和3年3月（策定）





## 食育とは？

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日制定）の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

## 目次

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の基本理念と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 健康寿命延伸に向けた他計画との関連・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第2章 計画の基本的な方向

- 1 第2次計画（平成25年度から令和2年度）の評価・・・・ 7
- 2 重点課題毎の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

### 第3章 重点課題毎の取り組むべき施策

- 1 生涯にわたる健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 各世代や場面に対応した食育の推進・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 新潟の食の理解と実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

### 第4章 指標の設定

- 1 指標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 重点課題と目標値の関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 評価指標項目と目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

### 第5章 食育の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 関係者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

### 資料

- 第3次新潟県食育推進計画評価指標一覧・・・・・・・・・・・・ 51
- 新潟県食育推進協議会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

各グラフの割合の数値（％）は、小数点以下第2位を四捨五入し、結果を小数点第1位まで表示しているため、内容の合計が全体の計に一致しないことがある。